

静岡県砂利及び岩石採取計画認可事務取扱要綱改正 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1 (略)</p> <p>第2 認可申請</p> <p>1 書類の提出</p> <p>(1) 認可申請書(参考別紙1-1、別紙1-2)は、当該採取区域を管轄する土木事務所長に提出するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 認可申請</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 誓約書(別紙6のとおり)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ 次のいずれかの書面</p> <p>(ア) 静岡県砂利工業組合又は静岡県砕石業協同組合の保証書(様式は3又は4のとおり)</p> <p>(イ) 跡地整備等の保証能力を有すると認められる同業者又は建設業法による土木工事業若しくは、とび・土工工事業の許可を受けている建設業者2名以上の保証書(様式は5-1、5-2のとおり)</p> <p>(12) (略)</p> <p>第3 変更認可申請</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 書類の提出</p> <p>(1) 変更認可申請書(参考別紙2-1、別紙2-2)は、当該採取区域を管轄する土木事務所長に提出するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 <u>その他</u> (略)</p> <p>第6 陸砂利採取の更新認可申請に係る留意事項 (略)</p> <p><u>(新 設)</u></p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 認可申請</p> <p>1 書類の提出</p> <p>(1) 認可申請書(様式1-1、1-2)は、当該採取区域を管轄する土木事務所長に提出しなくてはならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 認可申請</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 誓約書(様式2)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ 次のいずれかの書面</p> <p>(ア) 静岡県砂利工業組合又は静岡県砕石業協同組合の保証書(様式3-1、3-2)</p> <p>(イ) 跡地整備等の保証能力を有すると認められる同業者又は建設業法による土木工事業若しくは、とび・土工工事業の許可を受けている建設業者2名以上の保証書(様式4-1、4-2)</p> <p>(12) (略)</p> <p>第3 変更認可申請</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 書類の提出</p> <p>(1) 変更認可申請書(様式5-1、5-2)は、当該採取区域を管轄する土木事務所長に提出しなくてはならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p><u>第5 道路通行時の留意事項</u> (略)</p> <p>第6 陸砂利採取の認可申請に係る留意事項 (略)</p> <p><u>第7 採取状況等の報告</u></p> <p><u>1 採取計画の認可を受けた採取業者は、毎年4月1日から同月30日までの間に、前年度の砂利又は</u></p>

(新 設)

第7 適用除外 (略)

別記1
(略)

別記2
(略)

(新 設)

岩石の採取状況を砂利・岩石採取状況報告書（様式6）により、土木事務所長に報告しなければならない。

2 砂利又は岩石採取場の区域で事故が発生し、警察や労働基準監督署等の他の行政庁に通報や報告をした場合、採取計画の認可を受けた採取業者は、事故発生報告書（様式7）により、直ちに、その旨を土木事務所長に報告しなければならない。

第8 指導等

1 知事は、採取業者が砂利採取法又は採石法に違反した事実を確認した場合は、口頭または文書により速やかな是正を指導する。

2 採取業者が指導に従わない場合は違反の程度を勘案し、砂利採取法又は採石法に基づき、監督処分を行うことができる。砂利採取法における監督処分については別記3、採石法における監督処分については別記4のとおり整理する。

3 知事は、砂利採取法又は採石法に基づき監督処分を行った際は、その旨及び当該処分の内容を公表することができる。

第9 適用除外 (略)

別記1
(略)

別記2
(略)

別記3

砂利採取法における監督処分の整理

該当事由	監督処分の内容	根拠条項	関連する罰則規定
無登録の採取 (第3条に違反)	採取跡の埋めもどしその他災害の防止のための必要な措置を命令（措置命令）	第23条第2項	【措置命令に違反】第45条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
	二	二	【無登録の採取】第45条第1号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
不正な手段による登録 (不正の手段により第3条の登録)	登録の取り消し又は6ヶ月以内の事業の全部若しくは一部の停止命令	第12条第1項第6号	【事業停止命令に違反】第45条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

<u>登録後に登録拒否要件に該当した場合</u> <u>(第6条第1項第1号、第3号から第5号、第7号のいずれかに該当)</u>	<u>登録の取り消し又は6ヶ月以内の事業の全部若しくは一部の停止命令</u>	<u>第12条第1項第1号</u>	<u>【事業停止命令に違反】第45条第2号に該当</u> <u>1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</u>
<u>業務主任者の不存在が2週間以上続いている場合</u> <u>(第6条第1項第6号に該当)</u>	<u>登録の取り消し又は6ヶ月以内の事業の全部若しくは一部の停止命令</u>	<u>第12条第1項第2号</u>	<u>【事業停止命令に違反】第45条第2号に該当</u> <u>1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</u>
<u>登録事項の変更の届出違反</u> <u>(第9条第1項に違反)</u>	<u>登録の取り消し又は6ヶ月以内の事業の全部若しくは一部の停止命令</u>	<u>第12条第1項第3号</u>	<u>【事業停止命令に違反】第45条第2号に該当</u> <u>1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</u>
<u>無認可の採取</u> <u>(第16条に違反)</u>	<u>採取跡の埋めもどしその他災害の防止のための必要な措置を命令(措置命令)</u>	<u>第23条第2項</u>	<u>【措置命令に違反】第45条第2号に該当</u> <u>1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</u>
<u>不正な手段による認可</u> <u>(不正の手段により第16条の認可)</u>	<u>認可の取り消し又は6ヶ月以内の認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止命令</u>	<u>第26条第4号</u>	<u>【採取停止命令に違反】第45条第2号に該当</u> <u>1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</u>
<u>認可採取計画に違反</u> <u>(第21条に違反)</u>	<u>採取跡の埋めもどしその他災害の防止のための必要な措置を命令(措置命令)</u>	<u>第23条第2項</u>	<u>【措置命令に違反】第45条第2号に該当</u> <u>1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</u>
	<u>認可の取り消し又は6ヶ月以内の認可に係る砂利採取場における砂利の採</u>	<u>第26条第1号</u>	<u>【採取停止命令に違反】第45条第2号に該当</u> <u>1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の</u>

	取の停止命令		罰金に処し、又はこれを併科する。
	二	二	【認可採取計画に違反】第45条第3号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
事情変更により採取計画の変更が必要になった場合	変更命令	第22条	二
変更命令違反 (第22条に違反)	認可の取り消し又は6ヶ月以内の認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止命令	第26条第2号	【採取停止命令に違反】第45条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
現に災害が発生し、又は発生するおそれがあるといった緊急の場合	緊急措置命令	第23条第1項	【緊急措置命令に違反】第45条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
緊急措置命令違反 (第23条第1項に違反)	認可の取り消し又は6ヶ月以内の認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止命令	第26条第2号	【採取停止命令に違反】第45条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
採取認可の取消し (第26条による認可の取消し)	登録の取り消し又は6ヶ月以内の事業の全部若しくは一部の停止命令	第12条第1項第5号	【事業停止命令に違反】第45条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
認可条件違反 (第31条第1項に違反)	認可の取り消し又は6ヶ月以内の認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止命令	第26条第3号	【採取停止命令に違反】第45条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

別記4

採石法における監督処分の整理

該当事由	監督処分の内容	根拠条項	関連する罰則規定
無登録の採取 (第32条に違反)	採取跡の崩壊防止施設の設置その他災害の防止のための必要な措置を命令 (措置命令)	第33条の13第2項	【措置命令に違反】第43条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(新 設)

		二	二	【無登録の採取】第43条第1号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
不正な手段による登録 (不正の手段により第32条の登録)	登録の取り消し又は6ヶ月以内の事業の全部若しくは一部の停止命令	第32条の10第1項第6号		【事業停止命令に違反】第43条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
登録後に登録拒否事由に該当した場合 (第32条の4第1項第1号、第3号から第5号、第7号のいずれかに該当)	登録の取り消し又は6ヶ月以内の事業の全部若しくは一部の停止命令	第32条の10第1項第1号		【事業停止命令に違反】第43条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
業務管理者の不存在が2週間以上続いている場合 (第32条の4第1項第6号に該当)	登録の取り消し又は6ヶ月以内の事業の全部若しくは一部の停止命令	第32条の10第1項第2号		【事業停止命令に違反】第43条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
登録事項の変更の届出違反 (第32条の7第1項に違反)	登録の取り消し又は6ヶ月以内の事業の全部若しくは一部の停止命令	第32条の10第1項第3号		【事業停止命令に違反】第43条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
		二	二	【登録事項の変更の届出違反】第44条第1号に該当 3万円以下の罰金に処する。
無認可の採取 (第33条に違反)	登録の取り消し又は6ヶ月以内の事業の全部若しくは一部の停止命令	第32条の10第1項第4号		【事業停止命令に違反】第43条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
	採取跡の崩壊防止施設の設置その他災害の防止のための必要な措置を命令(措置命令)	第33条の13第2項		【措置命令に違反】第43条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
		二	二	【無認可の採取】第43条第3号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
不正な手段による認可 (不正の手段により第33条の認可)	認可の取り消し又は6ヶ月以内の認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止命令	第33条の12第4号		【採取停止命令に違反】第43条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

認可条件違反 (第33条の7第1項に違反)	認可の取り消し又は6ヶ月以内の認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止命令	第33条の12第1号	【採取停止命令に違反】第43条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
	認可の取り消し又は6ヶ月以内の認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止命令	第33条の12第2号	【採取停止命令に違反】第43条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
認可採取計画に違反 (第33条の8に違反)	採取跡の崩壊防止施設の設置その他災害の防止のための必要な措置を命令 (措置命令)	第33条の13第2項	【措置命令に違反】第43条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
	二	二	【認可採取計画に違反】第43条第3号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
事情変更により採取計画の変更が必要になった場合	変更命令	第33条の9	二
変更命令違反 (第33条の9に違反)	認可の取り消し又は6ヶ月以内の認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止命令	第33条の12第3号	【採取停止命令に違反】第43条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
採取認可の取消し (第33条の12による認可の取消し)	登録の取り消し又は6ヶ月以内の事業の全部若しくは一部の停止命令	第32条の10第1項第5号	【事業停止命令に違反】第43条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
現に災害が発生し、又は発生するおそれがあるといった緊急の場合	緊急措置命令	第33条の13第1項	【緊急措置命令に違反】第43条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
緊急措置命令違反 (第33条の13第1項に違反)	認可の取り消し又は6ヶ月以内の認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止命令	第33条の12第3号	【採取停止命令に違反】第43条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
岩石の採取を廃止したが、災害防止のために必要があると認められる場合(廃止後2年間)	災害防止命令	第33条の17	【災害防止命令に違反】第43条第2号に該当 1年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

参考別紙1-1
(略)

参考別紙1-2
(略)

参考別紙2-1
(略)

参考別紙2-2
(略)

様式3
(略)

様式4
(略)

様式5-1
(略)

様式5-2
(略)

別紙6
(略)

(新 設)

様式1-1
(略)

様式1-2
(略)

様式5-1
(略)

様式5-2
(略)

様式3-1
(略)

様式3-2
(略)

様式4-1
(略)

様式4-2
(略)

様式2
(略)

様式6

砂利・岩石採取状況報告書

-

年 月 日

静岡県知事 様

主たる事務所の所在地 〒

名称及び代表者の氏名

電 話 番 号

業務主任者（業務管理者）の氏名（作成者）

静岡県砂利及び岩石採取計画認可事務等取扱要綱第7第1項の規定により、砂利・岩石の採取の状況について下記のとおり報告します。

記

-

1 砂利・岩石採取場

認可年月日及び認可番号	認可年月日： 年 月 日 認可番号：
採取場の区域	(所在地) 外〇〇筆 (m ²)
認可期間	年 月 日から 年 月 日

2 今回報告対象期間

年4月1日から 年3月31日 (年度分)

3 進捗状況

種類	認可されている採取数量 ((A))	前回までの実績 ((B))	今回 ((C))	累計 ((D=B+C))	進捗率 ((E=D/A))
	m ³	m ³	m ³	m ³	%
	m ³	m ³	m ³	m ³	%
計	m ³	m ³	m ³	m ³	%

※行が足りない場合は、適宜、行を追加してください。

4 添付書類

- (1) 認可申請書のうち「砂利(岩石)採取場の区域」、「採取する砂利(岩石)の種類及び数量」及び「採取の期間」の部分の写し及び認可通知書の写し
- (2) 採取状況が分かる現況写真(定点観測的に採取状況の経年変化がわかるもの。提出前1ヶ月以内に撮影したものとし、撮影年月日を明記すること)
- (3) 認可申請時の平面図に現況写真の撮影位置及び撮影方向を記載したもの

様式7

事故発生報告書【第 報】

報告日時 年 月 日 時 分現在

(事業者使用欄)

業者名	採取場
所在地	電話番号
代表者	担当者

<事故の概要>

事故発生日時	
事故の概要 (大まかな てん末)	

<採取場の状況>

(新 設)

	<u>事故発生時の作業状況</u>	
	<u>事故の影響</u> <u>(被害状況)</u>	<u>場内や機械</u> <u>設備等の状況</u>
		<u>人的被害</u> <u>(従業員等)</u>
	<u>事故後の</u> <u>対応状況</u>	
	<u><採取場外の状況></u>	
	<u>地域住民など第三者への</u> <u>被害状況</u>	<u>物的被害</u> <u>(家屋等)</u>
		<u>人的被害</u> <u>(近隣住民等)</u>
	<u>他の機関</u> <u>への影響</u>	<u>道 路</u>
		<u>河 川</u>
		<u>その他公共機関</u>
<u><通報等の状況></u>		
<u>他の行政庁</u> <u>への対応</u>	<u>警察</u>	
	<u>労働基準監督署</u>	
	<u>その他</u>	
<u>(土木事務所等使用欄)</u>		
<u>土</u> <u>木</u> <u>事</u> <u>務</u> <u>所</u> <u>等</u> <u>の</u> <u>対</u> <u>応</u>	<u>現地確認日時</u>	
	<u>確認した内容等</u>	
	<u>業者への指示等</u>	
	<u>今後の対応</u>	
<u>備考</u>		
<u>1 事故が発生した際は、速やかに電話等で各土木事務所へ連絡するとともに、本様式を作成し、第1報を報告すること。</u>		
<u>2 被害状況が視覚的に伝わるよう、写真や図面等を添付すること。</u>		
<u>3 第1報提出後、新たな情報がある場合は第2報、第3報と続けること。</u>		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則 [令和7年2月21日河管第164号]

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている申請書等は、改正後の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この要綱の施行の際、旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調製して使用することができる。